



2025年2月25日

各 位

会 社 名 東洋紡株式会社
代表者名 代表取締役社長 竹内 郁夫
(コード番号 3101 東証プライム)
問合せ先 法務・コンプライアンス部長
永井 潤
(TEL 06-6348-4208)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年6月開催予定の第167回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 目的

当社は、本年2月12日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、より迅速で効率的な業務執行と高度な経営の監督を両立させることを目的として、監査等委員会設置会社に移行することといたしました。

これに伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除をするほか、取締役への重要な業務執行決定の権限委任に関する規定の新設など、所要の変更を行うものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 定款変更の日程

定款変更のための定時株主総会開催日 2025年6月下旬（予定）

定款変更の効力発生日 2025年6月下旬（予定）

以 上

| 現行定款 | 変更案 |
|---|--|
| 第1条～第3条 (条文省略) | 第1条～第3条 (現行どおり) |
| <p>第4条 (機関)</p> <p>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人 | <p>第4条 (機関)</p> <p>当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削除) 3. 会計監査人 |
| 第5条～第17条 (条文省略) | 第5条～第17条 (現行どおり) |
| <p>第18条 (取締役の定員)</p> <p>当社の取締役は、<u>14</u>名以内とする。</p> | <p>第18条 (取締役の定員)</p> <p>当社の取締役は、<u>15</u>名以内とする。</p> <p><u>取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> |
| <p>第19条 (取締役の選任)</p> <p>取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> | <p>第19条 (取締役の選任)</p> <p>取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> |
| <p>第20条 (取締役の任期)</p> <p>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> | <p>第20条 (取締役の任期)</p> <p>取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> |
| <p>第21条 (代表取締役及び役付取締役)</p> <p>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>取締役会は、その決議によって取締役又は執行役員の中から社長1名を選定する。</p> <p>取締役会は、その決議によって取締役の中から取締役会長1名を選定することができる。</p> | <p>第21条 (代表取締役及び役付取締役)</p> <p>取締役会は、その決議によって<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>取締役会は、その決議によって<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>又は執行役員の中から社長1名を選定する。</p> <p>取締役会は、その決議によって<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長1名を選定することができる。</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|---|--|
| <p>第 22 条～第 23 条（条文省略）</p> <p>第 24 条（取締役会招集の通知） 取締役会を招集するには、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対し招集の通知を發する。但し、緊急のときは、この期間を短縮することができる。 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手續きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 25 条（条文省略） （新設）</p> <p>第 26 条（条文省略）</p> <p>第 27 条（取締役の報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 28 条（条文省略）</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第 29 条（監査役の定員） <u>当会社の監査役は、5 名以内とする。</u></p> <p>第 30 条（監査役の選任） <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>第 31 条（監査役の任期） <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> | <p>第 22 条～第 23 条（現行どおり）</p> <p>第 24 条（取締役会招集の通知） 取締役会を招集するには、会日の 3 日前までに各取締役に対し招集の通知を發する。但し、緊急のときは、この期間を短縮することができる。 取締役全員の同意があるときは、招集の手續きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 25 条（現行どおり）</p> <p>第 26 条（重要な業務執行の決定の委任） <u>当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第 27 条（現行どおり）</p> <p>第 28 条（取締役の報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第 29 条（現行どおり） （削除） （削除） （削除） （削除）</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|--|--|
| <p><u>第 32 条 (常勤監査役)</u> <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> | (削除) |
| <p><u>第 33 条 (監査役会招集の通知)</u> <u>監査役会を招集するには、会日の 3 日前までに各監査役に対し招集の通知を発する。但し、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> | (削除) |
| <p><u>第 34 条 (監査役会規則)</u> <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めがあるもののほか、監査役会で定める監査役会規則による。</u></p> | (削除) |
| <p><u>第 35 条 (監査役の報酬等)</u> <u>監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p> | (削除) |
| <p><u>第 36 条 (社外監査役の責任限定)</u> <u>当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> | (削除) |
| <p>(新設)</p> | <p><u>第 5 章 監査等委員会</u></p> |
| <p>(新設)</p> | <p><u>第 30 条 (常勤の監査等委員)</u> <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> |
| <p>(新設)</p> | <p><u>第 31 条 (監査等委員会招集の通知)</u> <u>監査等委員会を招集するには、会日の 3 日前までに各監査等委員に対し招集の通知を発する。但し、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> |
| <p>(新設)</p> | <p><u>第 32 条 (監査等委員会規則)</u> <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めがあるもののほか、監査等委員会で定める監査等委員会規則による。</u></p> |
| <p>第 37 条～第 40 条 (条文省略)</p> | <p>第 33 条～第 36 条 (現行どおり)</p> |

以 上